

## 特記仕様書

業務名:AI 技術を活用した市街地交通動態調査業務

### 第1章 総則

#### (適用範囲)

本仕様書は鳴門市が業務委託する「AI 技術を活用した市街地交通動態調査業務(以下、本業務という)」に適用する。

#### (業務目的)

本業務は、本市の中心市街地の交通動態を把握するため、調査エリアへの流入・流出交通量及び調査エリア内の主要路線における断面交通量等の交通動態調査を実施する。

また、調査結果をもとに流出入OD、利用経路、回遊行動、滞在特性、通過交通、来訪地域特性を把握することを目的とする。

#### (履行期間)

契約締結日の翌日から令和8年9月30日まで

#### (業務場所)

鳴門市撫養町小桑島他 (別紙調査区域図参照)

### 第2章 業務概要

#### (業務項目)

本業務の業務項目は、次のとおりとする。

- (1)ビデオカメラによるナンバープレート調査 1 式
- (2)交通流動解析 1 式

#### (計画準備)

本業務の実施にあたり、発注者と協議し、合理的かつ機能的に業務を遂行するために必要な各工程における基本方針を定め、細部計画を立案し、発注者の承諾を受けるものとする。

#### (配置技術者)

本業務の実施にあたり、当該業務に該当する配置技術者を書面にて提出すること。

#### (打合せ協議)

打合せ協議は、着手時、中間時 1 回、納品時の計 3 回行うものとする。なお、必要に応じて適宜打合せ協議を行うものとする。打合せ記録簿については受託者が作成し、発注者の確認を受けなければならない。

### 第3章 ビデオカメラによるナンバープレート調査

(調査計画の策定等)

別紙 1(調査計画図)を基に、調査計画を策定の上、市に提出すること。調査地点数は 13 地点程度を想定する。

また、事前に調査計画書を作成し、市の了解を得た後、調査地点を管轄する警察署に道路使用の許可申請を行い、調査に必要な許可を得ること。

なお、調査日は、降雨、事故、災害、イベント開催等により通常交通と異なる状況が生じていない平日とする。荒天等により調査を延期する場合は、双方協議の上、新たな調査日を決定する。

ビデオカメラ仕様は、ナンバープレートが判読可能な画質を確保すること。

(交通動態調査計画の検討)

現地踏査を実施し、現状の交通状況及び調査地点の諸条件等を確認した上で、調査方法や結果のとりまとめ方法等について、「交通動態調査実施計画書」を作成する。なお、調査箇所は、別紙 1(調査計画図)に図示する地点での実施を想定しているが、現地踏査結果を踏まえ、交通動態の把握に適した地点を検証し、発注者と協議のうえ、決定するものとする。

(交通動態調査の実施)

作成した「交通動態調査実施計画書」を踏まえ、「改訂 交通調査実務の手引 令和元年 10 月(一社)交通工学研究会」に基づき、調査を実施し、調査結果を集計整理する。なお、調査は平日の昼間 12 時間(7:00~19:00)とし、調査日については発注者との協議により決定するものとする。対象車種区分は二輪を除く全車種とする。

### 第 4 章 交通流動解析

#### 1. 流出入・利用経路分析

調査エリアへの流入・流出交通量及び調査エリア内の主要路線における断面交通量等を把握するとともに、ナンバープレート調査地点間のマッチングにより、調査エリア内の所要時間、流入・流出時刻、利用経路等の交通特性について把握し、OD表、経路図を作成する。

読取不能データ及びマッチング不能データについて整理分析すること。

#### 2. 回遊・滞在分析

調査エリア内を通過するだけの通過交通と調査エリア内に起終点を持つ立寄り交通に大別される。ここでは立寄り交通に着眼して、エリア内周遊及び滞在時間等の交通特性について把握し、回遊パターン図、滞在時間分布図を作成するとともに時間帯別分析を行う。

## 第5章 個人情報等に関する取扱い

受注者は、本業務により取得した映像データ及びナンバープレート情報について、個人情報に準じて適切に管理し、本業務以外に使用してはならない。また、業務完了後は速やかに消去又は廃棄するものとする。

## 第6章 成果品とりまとめ

(成果品)

本業務における成果品は次のとおりとする。

- (1)報告書 A4 版 1部
- (2)概要版 A4 版 1部
- (3)電子成果品 一式(CD-R等)
- (4)調査データ 一式(映像データを電子媒体にて納品すること)
- (5)打合せ記録簿 一式

なお、7月31日までに各断面の交通量を成果品として提出すること

## 第7章 土地への立ち入り等に必要な身分証明書発行について

業務実施のため、第三者の土地への立ち入りについて、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受けて、現地立ち入りの際には必ず携帯し、関係者等より請求を受けた場合これを提示すること。

## 第8章 その他

1. 調査にあたっては、第三者に迷惑を及ぼさないように配慮するとともに、現況交通に支障をきたさないよう行うものとする。また交通の安全には万全を期することとし、交通安全対策について業務計画書等に具体的に記述するものとする。
2. 外光影響、ハレーション、反射光、ピントのずれ、カメラへの外部からの振動、検知対象の輪郭が明確に視認出来ない、遮蔽物、天候悪化など、外的要因などでやむを得ない場合は、映像解析の対象外とする
3. 業務期間中、現道上で交通危害の恐れがある場合は、発注者と協議の上、保安要員、保安施設を配置し、現道交通の安全確保に努めなければならない。
4. 業務に用いる諸基準については、最新のものに準拠し、運用その他が改訂されていないか十分注意を払うこと。
5. 委託契約完了にかかわらず、成果品に誤りがあった場合は、受注者の責任において速やかにその誤りを訂正するものとする。
6. 成果品及び作業工程において作成された資料等に対する一切の権利は、市に帰属する。  
また、これら成果品等の第三者への提供や内容の転載については、市の承諾を必要とする。
7. その他業務の履行に際し疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議を行うこと。